

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	平成27年度 第1回 川西市地域密着型サービス運営委員会 平成27年度 第1回 川西市地域包括支援センター運営協議会		
事務局(担当課)	健康福祉部 長寿・介護保険課 内線(2615)		
開催日時	平成27年6月26日(金) 午後1時30分から午後3時00分		
開催場所	川西市役所 7階 大会議室		
出席者	委員	大塚 保信 今西 要 坂井 稔 成徳 明伸 南 智子 岡本 美津子 入江 章子	
	その他		
	事務局	長寿・保険室長 長寿・介護保険課長 中央地域包括支援センター所長 長寿・介護保険課長補佐 事務員	
傍聴の可否	可	傍聴者数	2名
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	(1)協議事項「小規模多機能型居宅介護 エバードリーム/清和台の指定について」 (2)報告事項「平成26年度川西市地域包括支援センター事業報告について」 (3)その他		
会議結果	別紙の通り		

審 議 経 過 (1)

会 長

皆様、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、「平成27年度第1回目の川西市地域密着型サービス運営委員会」及び「平成27年度第1回目の川西市地域包括支援センター運営協議会」を開催いたしましたところ、ご多忙にも関わりませず、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日、ご出席をいただきましたのは、委員さん8名中6名でいらっしゃいます。後ほどお二人お見えでございますが、6名ご出席いただきますことは「川西市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第4条第2項」及び「川西市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第4条第2項」の規定に基づきまして、本日の委員会は成立しておりますことを、まずはご報告申し上げます。本日もよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本日の会議につきましては、「川西市介護保険運営協議会会議公開制度運用要綱」がございます。これに基づき傍聴が可能でございますが、傍聴の方はお見えでしょうか。

事務局

はい、傍聴の方お二人お見えです。

会 長

ということです、よろしくお願ひ申し上げます。

まず事務局の方から、本日の資料につきまして確認をよろしくお願ひします。

事務局

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まずは（資料1）「小規模多機能型居宅介護 エバー・ドリーム/清和台の指定について」こちら、ございますでしょうか。続きまして（資料2）「平成26年度 川西市地域包括支援センター事業報告」ございますでしょうか。本日机の上にお配りしております（資料3）「小規模多機能型居宅介護 エバー・ドリーム/清和台の基準が満たされていない事項について」A4一枚ものがございます。それと、資料4、A3二枚ものの、建物配置図が置いてございます。それと、資料2の正誤表の方置かせていただいております。訂正の方よろしくお願ひいたします。資料は以上でございます。

会 長

いかがでしょうか、委員さんの方々、資料はお揃いでございますか。

それでは、議事に入ってまいりますけども、本日も協議会等の議録署名委員を選出したいと思ひます。いつも私の方でご指名させていただきますけども、ご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

会 長

では異議なしということでございますので、恐れ入りますが本日の署名委員は坂井委員さんの方にお願ひしてもよろしいですか。

委 員

はい。

審 議 経 過 (2)

会 長

よろしくお願ひいたします。

<これより (1) 川西市地域密着型サービス運営委員会>

会 長

それでは、協議の開催につきまして、「平成27年度第1回目川西市地域包括支援センター運営協議会」としまして、もうひとつございますけども、まずは最初の方の議題からご報告願ひます。事務局の方からご説明をよろしくお願ひします。

事務局

それでは、お手元の資料1小規模多機能型居宅介護「エバー・ドリーム/清和台」の指定についてご説明させていただきます。

まず始めに、今回、指定します小規模多機能型居宅介護「エバー・ドリーム/清和台」の指定までの経過についてでございます。「エバー・ドリーム/清和台」は平成26年7月9日に実施しました、「平成26年度第1回川西市地域密着型サービス運営委員会」におきまして、清和台地区に市内で5番目の小規模多機能型居宅介護の整備法人として選定されました。その後、平成27年7月1日に開設となる予定でありましたが、指定にあたり一部の基準を満たしておりません。

お手元の、本日お配りしております「資料3」の方ご覧ください。こちらに基準が満たされていない事項について一覧にまとめてございます。まず、1点目は平成27年6月22日の消防設備点検において「スロープが設置されていない」、冷房機の室外機が通路面に設置されており改修が必要であるとの指摘をうけ、改修中であり、再点検日は平成27年6月30日に実施される予定となっております。

2点目は建築検査において「換気口が未設置との指摘をうけまして、改修中であります」、建築検査済証は7月2日頃に交付される予定です。

3点目は計画作成担当者の配置がされていない、ということです。といいますのは、当初、採用予定となっていた職員が、自己都合により採用を辞退したため、現在、計画作成担当者を募集しておりますが、応募がない状況でございます。以上の3点でございます。

ここで、事務局の方の提案ですけれども、現在の状況では、指定できないために、先程、申しました3点の基準を満たした時点で、事務局により審査・確認を行いまし、て事業所指定の手続きを行いたいと考えております。

続きまして、資料1のP1をご覧ください。こちらの方に、指定内容の概略についてまとめております。まず①法人名「株式会社 サンバード」、法人所在地は「川西市清和台東1丁目1番47号」となっております。③事業所の施設名称、所在地、電話番号の方を記載しております。④実施事業につきましては「地域密着型サービス小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護」となっております。⑤事業の開始年月日は先程、ご説明をさせていただきました通りとなります。⑥登録定員について、こちらの方は25名となります。⑦営業日は年中無休となります。⑧通いのサービスの利用定員は15人で、営業時間は9時から16時までです。⑨宿泊サービスの利用定員は9人で営業時間は16時から翌朝9時までです。⑩利用料については、法定代理受領分としては介護報酬告示上の金額、法定代理受領分以外についても

審 議 経 過 (3)

介護報酬告示上の金額としております。⑪食事提供に要する費用の方です。朝食は300円、昼食は600円、夕食は600円、おやつは100円となります。⑫宿泊に要する費用は一泊3500円となります。⑬通常の事業実施地域につきましては川西市市内としております。⑭協力医療機関についてですが、こちら未定となっておりますが、昨日確認してありまして、市立川西病院と協定を結ぶ運びとなっております。⑮建物の構造についてですが、耐火構造物となっております。居間及び食堂の合計面積は52.17㎡となっております、こちらの方は基準上の必要面積が45㎡となっておりますので、基準以上の広さとなっております。

2ページの方をご覧ください。「事業所の代表者・管理者・計画作成担当者、看護師の方の氏名等」を書いております。先ほど説明申し上げました計画作成担当者の方が未定の状況となっております。それ以外については、必要な研修等、資格はクリアしております。つづきまして3ページの方をご覧ください。「事業所運営推進会議」の構成についてです。まだ事業所の方開設しておりませんが、地域の代表者と地域住民の代表者については、事前に承諾を得ているということです。つづきまして、資料の23ページをご覧ください。こちらの方が、職員の採用名簿の方となっております。

続きまして、今週の23日に現地の方、撮影してまいりましたので、それをご覧くださいと思います。お手元のA3の資料4、二枚ものとなっておりますが、こちらの方に手書きになっておりますのが東西南北を記載しております。2枚目の方が建物の中の配置図になっておりますので、そちらの方、ご参考にしていただきながらご覧いただきますようお願いいたします。

(以下、スライドの写真を見ながらの説明。数字は写真の順番を示す)

1. 建物の南東から見た外観になります。手前は駐車場になる予定です。
2. 建物の東から見た様子となっております
3. 北方向から見た様子になります。右に見えておりますのが、玄関になります。先ほど申し上げました、スロープが設置されていないというのは、このあたりに今造っている最中ということでございます。
4. こちらもスロープの様子です。
5. こちらが玄関になります、玄関前がかなり段差があるということでこちらの方も今工事をしている最中です。
6. こちらも玄関口あたりの写真です。
7. 建物2階のバルコニーで、室外機を通路に設置されていたということで、通路ではなく、上部に取り付ける作業をしております。
8. 建物内部から玄関をみた様子です。
9. 1階玄関の横です。2階に上がる所です。
10. こちらも同じです。
11. 1階のエレベーター入口です。
12. こちらも同じです。
13. 1階浴室の入り口あたりです。
14. 浴室の脱衣所の様子です。
15. こちらも脱衣所の中です。

審 議 経 過 (4)

16. 浴室です。浴室はかなり広めに作っておられました。
17. 設備の方が最新式で、利用者の方がこのイスに座ったまま入浴ができます。
18. また、この椅子に座ったまま、洗面台の横についているシャワー口が前に倒れ、シャワー入浴ができます。ここの部分が倒れて、座ったままシャワーができるようになっています。
19. 1階リビング側から見た職員事務室です。
20. 1階事務室から見た玄関です。
21. 1階事務室の中です。
22. 1階事務室の自動火災報知設備機器です。
23. ここが1階のリビングの入り口あたりです。
24. 1階のリビングからみたトイレになっております。トイレの方が、折戸になっており、便座が扉にあたってしまうということで、扉を取り換える予定としております。
25. 1階リビングの様子です。
26. こちらは1階リビングにある静養室の様子です。ベッドが二つありまして、こちらをカーテンで仕切る予定と聞いております。
27. 1階リビング全体です。
28. 東からみたリビングです。
29. こちらは西側です。
30. こちらはリビングのスプリンクラーと火災探知機です。
31. これも一階の天井の様子です。
32. これが1階の大きい方のトイレの中です。
33. こちらも同じです。
34. 1階トイレの中です。
35. もう1つの1階トイレ入口あたりです。先ほど申し上げました、扉が当たっているというのはこちらです。
36. 扉を変える予定になっております。
37. 1階台所付近です。
38. こちらも同じです。
39. 1階台所付近の出口です。
40. 1階北側の出口です。
41. 2階のエレベーター付近です。
42. 2階の階段付近です。
43. こちらが2階のトイレです。こちらも1階のトイレと同じように折戸が便器にあたっておりますので、取り換える予定です。
44. 奥にあるトイレです。こちらは引き戸のため問題ありません。
45. 2階手前にあるトイレです。こちらが折れ戸のため扉交換を予定しております。
46. 2階事務室になります。
47. 2階事務室の自動火災報知設備機器が設置されております。

審 議 経 過 (5)

48. 2階の消火器です。

49. 2階通路奥にある洗面台が設置されています。

50. 2階の居室です。宿泊される方はこちらに宿泊されます。

51. こちらが先ほども言いました、室外機を上部に取り付けている様子です。

52. 2階居室の入口付近です。

53. 2階居室です。

54. 2階居室のスプリンクラーと火災探知機です。

写真の方は以上です。

以上で説明は終わらせて頂きます。何卒、ご協議賜りますようお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

事務局 委員長、すみません追加で。

会 長 はい。

事務局 今、計画担当の方ですが、引き続き募集中という形で書いてありますが、並行して、8月頃に管理者が研修を受講をするという予定もございますので、計画担当者の方が外から来られるか、もしくは、中の人間が研修を受けてやるか、という形で今は整えている状況でございます。

もう一つ、協力医療機関の歯科の方でございますが、これにつきましては今現在、歯科医師会の方の会長さんとお会いして、協力を依頼するという形で整えている状況です。以上でございます。

会 長 はい、ありがとうございます。今、追加のご報告がございました。

委員さん方も、この資料を受け取った時に、事業の開始が7/1ということは、あと何日しかございませんが、それにむけては随分と空白部分だとか未定部分があったので、どうなるのかというご懸念があったと思いますが、報告ありましたように、今のところは十分でない点もございますが、この後いろいろご意見いただきますけども、三点ほど確認しながら、最終的には事務局の方で判断したい、ということでありましたが。

まずは委員さんの方から、いろいろご意見ご質問を承ろうと思います、いかがでしょうか？

この点は非常にご懸念があるとか、問題があるとか、ご指摘有るかと思いますがいかがでしょうか？

現在の進捗状況は今おっしゃてるとおりですか。建物も随分と変わっているわけですか。

事務局 先ほどの、換気口の所については、改修は終えておると聞いています。室外機の方の移動の方も、来週に再検査がありますので、もう終わっているような状況だと考え

審議経過(6)

られます、以上です。

会 長

そうですか、ありがとうございます。

それから、資料①の3ページの方ですね、運営推進会議というのは、メンバー入ってございますが、推進会議というのはこれまで開かれたことはあるんでしょうか。これから、開設してからということでしょうか。

事務局

開設してから、ということです。二か月に1度開催することになっておりますので。

会 長

準備以前の開始前からは、やっていらっやいませんでね。始まったら、ということですね。

事務局

はい。

会 長

そうですか。何かいろいろお気づきの点があると思いますので、いかがでしょうか。追加のご発言もございましたので、管理者等についても、万全を期する努力はしていらっやるといことで、歯科医師会の方からもご助力あるということでありました。

年中無休と書いてありますが、可能なんでしょうか。これについては安心して任せられるんでしょうか。

事務局

市内にも他の小規模多機能居宅介護施設ございますけども、そのあたりもすべて年中無休でやっておりますので。

会 長

心配しますのは、準備不足でしたのでね、間違いなく年中出来るのか、という懸念を込めて申し上げたということですけども。そう願いたいと思っています。

何か委員さんの方でご指摘とか一よろしいでしょうか。急ぐわけではございませんけども、資料を当然ご覧になったと思いますので、まして、今スライド等も拝見いたしましたので、なお一層、明確になった点もあろうかと思っておりますけども。

ここは障害者の方もやっているんですね。元々、本体は。障害者関係についても取り決めはしているんですね。

事務局

障害者関係はやっておりません。

会 長

でも、親会社のサンバードの会社は、履歴事項では幅広く色々しているということですね。

委員さんの方でよろしいでしょうか。今のところは、冒頭事務局から説明ありましたように、確認事項何点かございますので、それを確認した後で事務局の方で判断しますということですが、ご理解いただくということでもよろしいでしょうか。あるいは

審 議 経 過 (7)

、その際もう一度ということであれば、会議を開催しようと思いますけども。
確認したうえで、事務局の方で、ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長

このあと事務局の方で責任重うございますけども、確認願ったということによろしく、ということで、場合によっては、再度確認のためにお電話しようと思いますけども、出来ましたか、ということ。目途はどれくらいでしょうか。

事務局

8月1日指定を考えております。

会 長

では、事務局でよろしくお願い申し上げます。では、今の件は、今日の会議事項の地域密着型運営委員会でのご議論でございましたが、滞りなく終わりました、いうことで。

<これより (2) 川西市地域包括支援センター運営協議会>

会 長

二つ目、全体では三番目の議題でございますが、「平成27年度第1回川西市地域包括支援センター運営協議会」に入っていこうと思います。これは報告事項でございますが、よろしくお願い申し上げます。

事務局

それでは、平成26年度川西市地域包括支援センター事業報告をさせていただきます。
まずこの、すでにお配りしております資料の中で、訂正がございました。正誤表をお配りしておりますが、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。
それでは、資料2の1ページから説明させていただきます。左手が、平成26年度川西市中央地域包括支援センター相談件数でございます。表の左側に内容、右側に件数、記しております。まず、相談方法ですが、電話での相談が236件、来所での相談が71件、訪問での相談が7件です。相談経路ですけれども、家族からが46件、本人からが25件、関係機関、これは地域包括支援センターであるとか、ケアマネージャーからの相談になりますが、これが224件、民生委員さんや福祉委員さんからの相談が5件、その他、これは近隣の方、知人の方からですけども、15件。その相談に対する対応ですけれども、電話のみで相談が済んだ分が233件、来所されて対応したのが71件、訪問したのが20件です。続きまして、相談内容ですけれども、一番上の高齢者福祉サービスについていずれも平成26年の相談はございませんでした。続きまして、介護及び介護保険に関する相談が27件、障害福祉に関する相談が1件、権利擁護、虐待に関する相談が90件、閉じこもりについては、ございませんでした。うつ、精神疾患に関することが29件、認知症に関する相談が36件、包括的ケアマネジメントに関することが66件、施設入所が11件、住宅改修関連と福祉用具関連は26年度相談はございませんでした。苦情が2件、その他、これは例えば本人さんからの漠然とした将来に対する不安であるとか、離れて暮らす子供さんからの将来的な相談とかになります。それが61件

審 議 経 過 (8)

で、相談内容としては323件です。相談の実数は314件で、相談内容が9件多いんですけども、これについてはおひとりの方について、複数の相談がある場合はそれもカウントして入れております。

次に、その下の、平成26年度ケアマネに対する個別相談、支援でございます。支援困難事例に関する相談が17件、介護予防プランに関する相談が32件、事例検討会をしたときに参加されたケアマネが180名です。

右の表に移りまして、平成26年度高齢者虐待対応状況でございます。上から順番にご説明いたします。相談通報者ですけども、介護支援専門員からの相談が11件、隣人・知人からの相談が1件、本人からが5件、家族親族からの相談が8件、民生委員からの相談が2件、警察からが15件、その他、ここには地域包括支援センターや、匿名も含まれております、合計で59件の相談、通報がございました。事実確認の状況ですけども、訪問したのが55件、情報収集のみが4件、このうち、虐待として認定したのが3件でございます。虐待の種類は3件ともすべて身体的虐待でございました。被虐待者は男性が2人、女性が1人、虐待者との関係は、妻が1件、その他が2件です。被虐待者の年齢は、65歳から69歳が1件、70歳から79歳が1件、80歳から90歳が1件です。対応としまして、見守りが1件、その他が2件です。この三名の方についての介護保険申請有無は三名とも、認定済みで、要介護度としましては、要介護1の方が1名、要介護4の方が1名、要介護5の方が1名です。認知症自立度が、自立度Ⅱの方がお一人、自立度Ⅳの方がお一人、自立度Mの方がお一人です。

続きまして、2ページをご覧ください。平成26年度、川西市地域包括支援センター相談記録実績ということで、中央地域包括支援センターと、地域に委託しております、包括支援センターのすべての実績になっております。上側が、相談方法、相談経路、対応、相談内容については、それぞれ項目ごとに分けております。介護予防教室の開催回数です、圏域ケア会議、地域の会議、申請代行、二次予防高齢者、これは、実態調査をしていただいておりますのでその件数でございます。予防ケアマネジメント、相談、その他会議・研修など、訪問型介護予防の実施回数でございます。左手にそれぞれの包括支援センターの名前があります。数字がたくさんございますので、概要だけ、ポイントだけご説明させて頂きたいと思っております。

中央地域包括支援センターにつきましては、相談内容までは先ほどの1ページの内容となっております。ただし、相談内容の項目の中ほどで、権利擁護、虐待という項目ございまして、1ページの方ではまとめて90件と記載してはいたしましたが、その内訳で、権利擁護・虐待という風に分けて書かせていただいております。中央地域包括支援センターがしております、介護予防教室、これは二次予防の教室でございますが、開催件数は70回、圏域ケア会議への出席が6回、地域の会議が63回出席しております。三つ飛ばしまして、その他会議・研修などには154回出席しております。

その下の、東谷地域包括支援センターでございます。相談件数ですが、これは相談方法の電話・来所・訪問を集計しまして935件となります。相談経路、対応は省かせて頂きまして、相談内容の合計が、項目それぞれございますが、その合計が、885件となっております。介護予防教室、東谷以降の地域包括支援センターでして頂いているのは、一次予防の方が対象になってございまして、介護予防教室は21回開催していま

審 議 経 過 (9)

す。圏域ケア会議は1回開催しております。地域の会議に15回参加しまして、介護保険の申請代行が142件です。二次予防高齢者の実態調査109件しております。予防ケアマネジメントは1409件、その他・会議研修などに113回出席し、訪問型介護予防は2件しております。

続きまして、その下、清和台地域包括支援センターでございます。相談件数は先ほどと同じように電話来所訪問合計いたしまして512件、相談内容が合計で600件です。介護予防教室を36回開催し、圏域ケア会議を3回、地域の会議に33回出席し、介護保険の申請代行は127件。二次予防高齢者の実態把握調査に51件、予防ケアマネジメントは1657件、その他会議研修が112件出席しております。訪問型介護予防は実施しておりません。

川西南地域包括支援センターですが、相談件数が410件、相談内容は619件です。介護予防教室を22回開催し、圏域ケア会議を3回、地域の会議に19回出席し、介護保険の申請代行が77件、二次予防高齢者の実態把握が158件、予防ケアマネジメントは906件、その他会議・研修などに44回出席しております。

明峰地域包括支援センターですが、相談件数は517件、相談内容は688件。介護予防教室を36回開催し、圏域ケア会議を5回開催しております。地域の会議に11回出席し、介護保険の申請代行が78件しております。二次予防高齢者の実態把握調査は45件、予防ケアマネジメントは481件、その他会議・研修などに142回出席しております。

多田地域包括支援センターは、相談件数は433件で、相談内容は616件です。介護予防教室を34回開催し、圏域ケア会議を3回開催しております。地域の会議に77回出席し、介護保険の申請代行を89件。二次予防高齢者の実態把握調査は54件、予防ケアマネジメントは900件、その他会議・研修などに69回参加し、訪問型介護予防を1件しております。

川西地域包括支援センターは、相談件数は675件で、相談内容は810件。介護予防教室を33回開催し、圏域ケア会議を4回開催しております。地域の会議に104回出席し、介護保険の申請代行を51件。二次予防高齢者の調査は170件、予防ケアマネジメントは931件で、その他会議・研修などに110回出席し、訪問型介護予防を8件しております。

緑台地域包括支援センターの相談件数は117件です。ここが少ないんですが、緑台地域包括支援センターは今年の10月に開設しておりますので、他の所よりは少なくなっております。相談内容が、計算していたのですが、今確認したら合わないのの後ほどお伝えいたします。申し訳ありません。介護予防教室は、10月から地域包括支援センターが開設されておりますので、緑台地域包括支援センターの主催では実施しておりません。同じように、圏域ケア会議も実施しておりません。地域の会議に7回出席し、介護保険の申請代行を26件。二次予防高齢者の実態把握調査は20件、予防ケアマネジメントは684件、その他会議・研修などに12回出席しております。

続きまして3ページ目、よろしくお願ひします。3ページ目は平成26年度川西市地域包括支援センターの状況ということで、1番に設置状況を書いております。2番がそれぞれの地域包括支援センターでの介護予防ケアプランを作成しました件数を書いております。月毎と、地域包括支援センター毎にまとめておまして、トータルで東谷地

審議経過(10)

域包括支援センターが要支援1が2616、要支援2が1726件です。川西南地域包括支援センターが要支援1が1084、要支援2が1397です。清和台地域包括支援センターが要支援1が1080、要支援2が1238です。明峰地域包括支援センターが要支援1が860、要支援2が812です。多田地域包括支援センターが要支援1549、要支援2が1474です。川西地域包括支援センターが要支援1が1721、要支援2が1965です。緑台地域包括支援センターが要支援1が429、要支援2が414で、7つの地域包括支援センターの要支援1、要支援2の方すべて合計しまして、18365件となっております。

2ページへお戻りいただけますでしょうか。先ほどお伝えできなかった、緑台地域包括支援センターの相談内容の件数ですが、114件でございます。失礼いたしました。

3ページ飛ばしていただいて、4ページご覧いただけますでしょうか。こちらは、平成26年度認知症サポーター養成講座開催状況一覧表となっております。上に受講者の年齢と性別毎に分けております、左が開催日と、これを受けていただいた受講団体を書いております。4ページめくっていただいて、5ページご覧いただけますでしょうか。

5ページの表の下の方に、平成26年度の合計を記載しております。10歳未満の男子が401人、女子が361人、10代の男性が245人、10代の女性が263人、20代男性が10人、20代の女性が22人、30代の男性が20人、30代女性102人、40代の男性が21人、40代女性が154人、50代の男性が25人、女性が92人、60代の男性が73人、女性が131人、70代以上の男性が103人、女性が162人で、平成26年度は合計2185人受講していただきまして、その下一つ飛ばした行をご覧いただけますでしょうか。そこに平成26年度までの総合計記載しておりまして、その表の一番右端の所に26年度までに認知症サポーター養成講座を受けて頂いた数が11389人となっております。以上で資料の説明を終わらせて頂きます。

会長

ありがとうございました。地域包括支援センターの事業報告ということでございましたが、数字がたくさんございまして、報告内容も多うございましたが、委員さんから不明な点とかご意見とかある方はご質問頂ければと思います。

事務局

委員長、すみません。この4月から人事異動の関係で、中央地域包括支援センターの所長が代わりました。以前は中西でございましたけども、この4月から今説明しました、廣田の方に代わりましたので、ご紹介させていただきます。

会長

そうですか。

事務局

先ほど紹介ありました、川西市中央地域包括支援センターに4月から参りました、廣田と申します。今現在、介護保険についても色々勉強しているところですので、また皆様にご指導いただければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

会長

こちらこそ、よろしく。どうも、ありがとうございました。

審議経過(11)

たくさんの数字がございますので、どこから行きましょうか。前もって資料を読んでもとは思いますが、難しいところもございますので、説明聴いてからしかわからない点もございますけども、今お聞きになって、いかがでしょうか。新たに浮かんだ疑問とかご指摘とかありましたら、と思います。

委員 一点、よろしいでしょうか。

会長 はい、どうぞ

委員 それぞれ地域に地域包括支援センターあると思いますが、そちらの方には、相談という形では上がってこないんですか。全て中央でやるという形に、システム的にはなってるのでしょうか。

事務局 中央包括支援センターの方に、直接市民の方からお問い合わせがあることもございます。その件数を掲げさせていただいているんですが、その場合でも、それぞれお住まいの地域毎の地域包括支援センターございますので、そちらをご案内して、支援についてはそこでして頂いておりますし、直接、お住まいの地域包括支援センターにご相談等される方もいらっしゃいます。その件数も2ページの方に載せております。

委員 ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい、1枚目だけが中央の相談件数が上がっていたので、各それぞれはここで見ていくんですね。

委員 いいですか。

会長 どうぞ。

委員 2ページの実績ですけど、この様式で毎月、各地域から報告が来るようになっているのでしょうか。もう一つ、各地域では相談受付簿のようなものを作って項目別に共有して整理しているということがあるのでしょうか。教えてください。

事務局 実績報告につきましては、毎月報告を頂いております。項目の集計の仕方については、7地域包括とも共通した形で決めております。

会長 それで、お分かりいただけましたでしょうか。

委員 いえ、各地域によって、どこへ言ったらいいか迷うというようなことはないんですし

審 議 経 過 (12)

ようか。誰が受けてもきちんと他の人が見ても分かるように、共有している受付簿みたいなものがあるんでしょうか。

事務局 それは、各地域の包括支援センターの中で、ということでしょうか。

委 員 そうですね、各地域で。

事務局 それは申し訳ありません、確認したことがございませんで。

委 員 いえ、前からこの様式なんですけども。統一基準でやっておられるから、数字にバラつきがないのだと思いますが。また次回でも結構ですので、どういう受付処理をやっているのか、ということだけ知りたいと思います。

事務局 分かりました。それぞれの地域包括支援センターの中でも、項目の共有ができているか、ということを確認させていただきます。ありがとうございます。

会 長 他に、いかがでしょうか。

委 員 すみません。

会 長 はい、どうぞ。

委 員 少しマニアックな質問になるかもしれないですけど。申し訳ありません。今、虐待というのが流行り、正直中々分かるようで分からないところで、今回集計上げて頂いている中に虐待が3件あり、という風になっているんですが、虐待者との関係が3件のうち2件がその他、その他というのはどういう方なんでしょうか。

事務局 昨年3件認定をさせていただいてますが、虐待者の関係のその他2件は、施設のスタッフでございます。

委 員 もう一点だけよろしいでしょうか、その他というところが分かりにくいので。対応でもその他というのがあるんですが。

事務局 この対応のその他に上げさせていただいている2件とも、今申し上げました施設のスタッフの虐待があった件でございます。1件につきましては、虐待という風に判断はさせて頂いたんですけども、施設として改善に向けて動き始めていたため、是正勧告をさせて頂くにとどめております。もう1件につきましては、既に施設側において家族に謝罪をし、スタッフの配置換えなどの対応を行ってございました。

会 長 よろしいですか。

審議経過(13)

- 委員 すみません、その他が気になったもので。
- 会長 はい。では、他委員さんいかがでしょうか。どうぞ。
- 委員 同じく虐待についてなんですけれども、問い合わせ件数の相談、通報者の合計が59件になっていて、実際に虐待されたのが3件になってるんですけども、その判断基準というか、虐待と認定される基準というのとはなにか設けておられるのでしょうか。
- 事務局 まず、身体的虐待、経済的虐待、心理的虐待がございます。その中で、やはり明らかに身体的虐待であれば傷を受けるとか怪我をしている、そういった形で故意にやっている、そういった形の場合、身体的虐待として捉えるものでございます。それと、経済的虐待、これにつきましては、現金を搾取しているとか、そういった形でお金が手元にまわってこなくて、その時の食べるものがないとか、命にかかわってくるものであるとか、施設に入っている施設が費用が払えないなど、生活が継続していけない、そういった形と認められれば経済的虐待という形で。心理的虐待につきましては、言葉による暴力でございます。これにつきましては、それを受けることによって、その者が体に不調をきたしたり、病気になるとか、そこまで追い込まれてしまう、もしくは自殺の恐れがあるとか、そういったものが認められれば、いわゆる虐待としてみなしておるという形で、個々、虐待につきましては、それぞれの背景がございますので、そういうところを見ながら、一律に決めるのではなく、決定していくという形でとらえております。以上です。
- 会長 よろしいですか、はい。
私から細かいことですが、2ページの方の対応なんですけども、電話によるもの、来所によるもの、訪問がありますけども。中央と他とは違って、他は当然訪問が多いですが、中央は訪問者は少ないですね。中央の訪問が少ないということは何か指針とか基準とかがあるんでしょうか。
- 事務局 基本的には各地域に地域包括支援センターございますので、相談があった場合には地域の包括支援センターで対応して頂きますので、そこで訪問が必要な場合は中央包括から訪問を依頼しまして、地域包括だけでは対応が難しい場合などは中央包括の方が一緒に同行して訪問するという形をとらせていただいております。
- 会長 ということは、中央さんが出られると、かなり困難とか複雑とか込み入ったことという風に理解すればよろしいわけですね。
- 事務局 そうです。
- 会長 ありがとうございます。それからですね、サポーターの養成を熱心に行ってらっしゃ

審議経過(14)

やいますけども、随分若い方々もご参加願ってますが。実際、サポーターが出る幕というか、支援するというか、実際は随分と活発にやっつけらっしゃるのか、それとも講習はあるけども、研修はあるけども、そういう事業ございますけども。実際はほとんど出番というか、どうでしょうか。

事務局

まず、サポーター養成講座の一覧表ご覧いただけますでしょうか。その中の、No.12の所に、昨年であれば7月10日からということで、4回コースというのがございます。これは、中央地域包括支援センターで、4回コースでしているものなのですが、その他は各地域の包括支援センターさんが1回コースでしていただいております。

この12番の4回コースを受けて頂いた方は、原則なんですけれども、この方々については、もう一つ、キャラバンメイトという認知症サポーター養成講座の講師をしていただけるような、キャラバンメイトさんという方に進んで行って頂きたいという風に、私どもは考えております。

認知症サポーターの研修を受けて頂いた方も、キャラバンメイトの研修を受けて頂いた方も、地域にたくさんいらっしゃいますので、その方が地域でどんな活躍をしていらっしゃるかというのは、各地域の福祉委員さんであるとか、活動によって異なっているとは思っております。

市として、何か音頭、何かするときに来ていただくというのは、キャラバンメイトさんの養成講座とか、キャラバンメイトさんの連絡会とかはしておりますが、普段はお願いしていることはございません。

事務局

委員長、追加です。

会長

はい、どうぞ。

事務局

認知症サポーターにつきましては、養成してその後みなさんをどう活用していくのか、というのは一つの課題になっております。その中で、各地区におきまして、徘徊のSOSネットワークというものを作っております。その時の、徘徊の模擬訓練の中で、たくさんの方が参加していただいたり、また、今各地区で認知症カフェというものができつつあります。その中で、認知症サポーターさんの方で、いわゆるスタッフとして何かできないか、という試みも検討されている状態でございます。今後、サポーターの方にどういう風にして活動していくのか、暗中模索でございますが、いろんな形で工夫していければいいなとは考えている状況でございます。

会長

最近各市町村の独自の、特色あるサポーターの活用をしていらっしゃるのが報道されておりますので、もちろん本市もそういうことについては色々あると思いますけども。サポーターは活躍しない方が一番いいんでしょうけど、嫌が応でもこれは増えてまいりますし、今、行方不明者非常にたくさんいらっしゃいますので、今後ともに増えてまいりましょうから、10年後には団塊の世代が、ということですのでその時は大変な状況が来ると思うんですがね。ありがとうございます。

審議経過(15)

他にご質問等ございましたら承ります。

委員

一点、認知症サポーター養成講座なんですけれども、阪神地区では川西がかなり進んでいると、先日他の地区に行って、阪神地区のデータを全部見たんですけども。宝塚等とはものすごいサポーター数が違うということで、驚いております。すごく力強いと感じております。以上です。

会長

しかも若い人が多いんですね、10歳未満の方もいらっしゃるということで。どうぞ、先生。

委員

先ほどの、少し戻るんですけども、2ページの資料3の権利擁護・虐待というところなんですけども。中央さんの方がやはり、虐待についての相談内容がずば抜けて多く上がってきているんですけども、この上がってきた様子は、先ほどもお聞きしましたような割振りというんですかね、こういう状況は市民感情としては、こういう虐待については、まず、近くでそして自分の存在が分からないようなところに、相談をかけたいような気持というのはあるんですけど、それも、地域に割り振っていく状況というのはどうなっているんでしょうか。

事務局

相談内容が虐待に係ることなので、中央包括というような取り決めは今現在ございませんので、地域の方がご自分の近くの地域包括支援センターに行かれて、相談をということであれば当然地域の方でもうけさせていただきます、地域の方で虐待の相談があれば、中央包括の方にも虐待のケースありましたということで一

委員

反対に上がってくるんですね。

事務局

そうです、はい。

会長

というご説明ですが。

委員

そうしましたら、やはりその内容の重要度というか、それによって、地域と中央とで協力というかやりながらやっていただける現状ということですかね。

事務局

はい、そうです。それぞれの相談の窓口は地域であったり中央であったり、市民の方が近くがいいと思われたら近くだし、近くのことをご存じなければ中央にご相談いただきますので、只今おっしゃっていただいたように、虐待のことであるとか、対応が困難な場合については協力しながら対応しております。

会長

委員さん、市民対応としてお気づきのことはありますか。

委員

虐待の件で、警察からとか結構多いんですけど、虐待ありという認定が3件が多い

審議経過(16)

のか少ないのかはわかりませんが、ご家族、親族、民生委員さん、警察、その辺になると信頼、報告の情報の信頼性は高いのかな、と。それに対して、認定はやっぱ厳しいというか、公平性のことがあるのか、情報源としては結構中立的な情報源があるけれども、その中の3件というのは少ないのか、多いのか、私はちょっと少ないのかな、と思いますけど。

会 長 どうぞ、ご意見ございましたら。

事務局 虐待の数から見れば、3件というのは少ないかもしれません。ただ、通報がありましたら、私どもは必ず確認をしております。確認する中で、家族様と会ったり、もしくは民生委員さんと会ったり、そういった形で接触して、本当にこれが虐待として捉えられるのかどうなのか、そのあたりを確認していく。それと、その中でこういった形で通報があったので、こういうことを指導していくといいますか、「こういった形になっていくともっと虐待になっていきますよ。ですから、こういうのはやめてくださいね」という話、そういった形で指導にとどまっているところもございます。通報がありましたら、指導などをしていって、完全に虐待に認定するまでに未然に虐待を防止しているという、そういうところもございますので、完全に虐待として捉えているものは3件でございますけれども、それまではすべて一応関わっているという状況です。

会 長 相談経路の中に、民生委員さんございますけれども、経路として民生委員さんからの経路もあると思うんですが、民生委員さんの方はある程度、定期的に介護保険の研修というのは受けていらっしゃるのでしょうか。そんなに詳しくは民生委員さんに研修はないのでしょうか。ご存知でしょうか。

事務局 民生委員さんにつきましては、各地区で勉強会とかそういったものをしております。今回の介護保険の改正につきましても、私どもの方から出向きまして、説明をさせて頂きました。虐待とかにつきましては、各民生委員さん地区の方に任せておりますので、どういった形で勉強されているのか、詳しくは存じませんが、講師をしてほしいという話になりましたら、講師をしに行ったりはしております。また、公民館の方でも、そういった人権であるとか虐待であるとかそういった講座を開いたりしているところもございます。

会 長 ありがとうございます。

他、委員さんの方でご意見やご質問ないようでしたら、一応2の方終わりまして、よろしいでしょうか。

<これより (3) その他>

会 長 では、(3)の方、その他でございますけれども。これについては事務局の方から何

審 議 経 過 (17)

かあるんでしょうか。

事務局

次回の介護保険運営協議会についてですが、御通知の方差し上げてない状況ですが、7月6日の月曜日、13:30から場所は地下の201会議室になります。議題の方がお電話でご説明しました通り、第6期の地域密着型サービスの整備についてご協議いただく予定になっておりますので、よろしくお願いたします。資料の方は、また郵送させていただきます。

会 長

ということでございます。(3)というのはその他、ということでございますので、私の方から一点伺いたいんですが、今回、大きな改正がございまして、住民の方のご負担も多いですね、色々な利用料が場合によっては2割になったりとありますが、それに対して市民の方から疑問や不満は届いてますでしょうか。ないでしょうか。なければいい結構ですけど。制度改正につきまして、あまり市民の方関心もないのかな、とも思いますけども何かございましょうか。

事務局

まず、4月から一つ改正されました中で、特養の入所の要介護3以上、これにつきましては特に私どもの方に大きな苦情は届いてございません。

もう一つ、今回の改正につきまして、6月に広報誌とともに介護保険の制度改正の特集という形で広報を入れさせていただきました。その広報に対しまして、色々ご意見お持ちの方であるとか、聞きに来られた方、窓口にいらっしゃいました。

それと、この8月から、限度額の負担の減額認定書、これが、特養に入っていましたら食費と居住費は別にお金があるんですけども、それを減額できる制度ですね。これに資産の要件、配偶者がいれば世帯分離をしても、その配偶者が課税か非課税かという形で加わりまして、その申請書をお配りして今戻していただいているんですけども、その中で、やはり「なぜ通帳の写しまでつけなければならないのか」といった声は頂戴しております。

会 長

事務所は対応大変でございましょうけれども、丁寧なご説明をお願いします。

もう一点ですが、このたび地域支援事業につきまして市町村の方になりましたが、市当局はなにか新しい取り組みをしていらっしゃるんでしょうか。例えば老人クラブに任せるとか、NPOに任せるとか色々ございますけれども、具体的にそういうふうなことにしましては動きございましたでしょうか。

事務局

私ども移行につきましては平成29年4月からを考えております。この27年度からそれに向けて、生活支援コーディネーターというのを私どもの職員を一人配置いたしました。その者が、先進地であります神戸、泉南そこに視察に行きまして、他市の状況を見ている状況です。

それと、第六期の事業計画を作る中で、アンケートをとっております、そのアンケートをもう一度見直して、移動支援者の方のニーズの把握、そういったものを今まとめている状況です。

審議経過(18)

それと、生活支援コーディネーター、これは第一層の生活支援コーディネーターでございますけれども、その下に協議体を作らないといけないので、協議体をどういったメンバーにするのか。第二層のコーディネーターをどうするのか、そういったことを現在協議している状態でございます。

あと、訪問介護・通所介護、その分の基準の緩い分であったり、NPOであったり、そのものにつきましては、今社会資源を把握している状況でございますけれども、今後、そういった単価を決めていかないといけませんので、その際は阪神間で協議しながら、どういった単価にしていくかそれを詰めていく状況、と考えております。

会 長 これからまだ猶予ございますけれども、ポチポチ取組んでいる市町村も耳にしますので、ということで。これからの本格展開は29年度が目途でございますので、ということでしょうけれども。泉南にも神戸にもいかれたんですね。

 ということで、その他について私からお伺いしましたが、委員さんの方で何かご希望とかございましたら。

委 員 よろしいでしょうか。

会 長 どうぞ。

委 員 1号被保険者の保険料で、川西市より基準額が低い市はあったんでしょうか。

事務局 この近辺ですと、伊丹市が低い形でございます。川西は、兵庫県下で2番目に低いという形でございます。

会 長 どうぞご意見有れば。

委 員 前回ご報告聞いたときは、川西が兵庫で一番という話だったんですけれども、結果的には伊丹市さんの方が、安かったということでしょうか。

事務局 はい。

委 員 分かりました。

会 長 確かそういうご報告でございましたね。

委 員 ちょっと残念ですね。

会 長 市民の方は料金しか、保険料しか関心ないとは申しませんが、大いに関心があるのはそこでしょうね。

 他にないようございましたら、定刻ですけれども。

審議経過(19)

とにかく、この制度は将来持続しないといけない大きな制度でございますので、まして高齢者人口はどんどん増える一方、支える若い方は減っていきますのでこれはどういう風なところで持続できるか、大きな問題、いつか、一つは10年後の2025年でしょうけども、かなり厳しい制度になるということは予測しないといけないと思っています。

では、特段のご意見がないということでしたら、定刻まで後10分ほどございますが、これで閉会してよろしいでしょうか。

これをもって本日は閉会といたします。ありがとうございました。